

## 議案第15号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係）	別表第1（第5条関係）

1 診断料、検査料等

区分	金額
略	
脳ドック	1 件につき 38,500円
認知症ドック	1 件につき 34,100円
認知症追加検査（人間ドック（併せてMRI検査を受ける場合に限る。）又は脳ドックに追加して行う場合に限る。）	1 件につき 1,870円
略	

2 略

3 生殖補助医療料

区分	金額	
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査	1 件につき 110,000円	
子宮内膜受容能検査	初回	1 回につき 110,000円
	2 回目	1 回につき 91,000円
	3 回目以降	1 回につき 36,000円
	初回	1 回につき 64,000円
子宮内細菌叢検査		

1 診断料、検査料等

区分	金額
略	
脳ドック	1 件につき 38,500円
略	

2 略

3 生殖補助医療料

区分	金額
不妊症及び不育症を対象とした着床前遺伝学的検査	1 件につき 110,000円

	2回目以降	1回につき 40,000円
エンドメトリオ検査		1回につき 133,000円
略		

4～11 略

備考 1 略

2 この表において「エンドメトリオ検査」とは、子宮内膜受容能検査及び子宮内細菌叢検査を同時に行う検査をいう。

3 エンドメトリオ検査を受けた後に子宮内膜受容能検査又は子宮内細菌叢検査を受ける場合には、それぞれの検査の受検回数は、エンドメトリオ検査を受けた回数を加えた回数とする。

4 略

5 略

略		

4～11 略

備考 1 略

2 略

3 略

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の1の表の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。